「幼女」の語られ方

筑波大学大学院　周筱

１　目的

本報告の目的は，中国における未成年者に対する性犯罪およびそれに対する規制，とりわけ未成年者にかかわる買売春規制が議論されるさいに，未成年者が何者として語られたのかを明らかにすることにある．近年，中国においては女性と未成年者への保護方針を強化している傾向がみられる．この傾向に応え，2015 年に行った刑法の第九回改正により，わいせつ罪対象の拡大，女性児童人身売買の厳罰化などが定められるようになった．改正でもっとも注目されたのは，かつて条文に規定されていた幼女買春罪の廃止だと考えられる．本報告は，廃止に至るまでの幼女買春罪に着目する．

２　方法

本報告は，元森絵里子（2014）の指摘した年少者保護制度における「子ども」の複層性との視角を参考にしつつ，幼女買春罪の中の「幼女」が何者とされたのかという問題意識に基づいて，年少者である「幼女」に焦点を当て，内容分析を行う．

「幼女」という概念は，姦淫幼女と幼女買春の場面にしか用いられない法律用語とされる。それゆえデータとして用いるのは，1997 年成立から 2015 年の廃止まで，幼女買春罪をめぐる存廃論争の諸言説である．データが次の３つに分けられる．第１は，法律・政策文である．この資料に基づき，幼女買春罪の成立経緯またはその罪名が廃止されるまでの政策側の態度を解明することができる．第２は，存廃論争をめぐる専門家（法学者，女性学者）の論文と意見文である．第３は，幼女買春罪に対するネットでの書き込みである．第２と第３の資料は，「幼女」とされる 14 歳未満の女の子が，それぞれに何者であると想定され語られるのかを把握するために用いるのである．

３　結果

分析の結果は次のようにまとめることができる．「幼女は売春行為をしている」（高・趙 2013）の前提とされる幼女買春罪においては，最初に「幼女」は**売春の行為者**として規定された．こうした言説のもとに，「幼女」自らの売春行為によってかく乱された社会秩序への保護が多く論じられた．しかしながら，官員・教師などの権力者が買春者になる幼女買春事件が次々とメディアに報道されたことによって「幼女」は，世間からそれらの権力者に対する憤慨と厳罰の訴求に基づいて，**権力の犠牲者**として語られるようになった．この言説は，権力の弱者への保護に偏ってきた．それと同時に，弱者とされる児童の身体・こころの健康に注目した児童の人権を強調する言説が生じ，「幼女」は**性犯罪の被害者**として語られるようになった．以上のような「幼女」をめぐる言説の推移を経て，幼女買春罪の廃止や未成年者に対する性犯罪規制の強化に伴い，現在の中国において「幼女」は，性犯罪の被害者というイメージが定着しているようにみられる．

４　結論

以上から，「幼女」とされる未成年者は，幼女買春罪の成立から廃止に至るまで，売春の行為者，権力の犠牲者，性犯罪の被害者のような，一貫の性格を持っていない異なる何者として語られてきたことを明らかにした．本報告は，幼女買春罪を切り口にして，何者を保護するという問題に対する法的解釈と社会的解釈のまなざしを解明し，社会学の視点において保護の在り方を再吟味した．

文献

元森絵里子，2014，『語られない〈子ども〉の近代』勁草書房
高銘暄・趙秉志，2013，『中国刑法規範与立法資料精選（第二版）』法律出版社